

(意匠登録令施行規則の一部改正)

第七条 意匠登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第35号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中、「および」を、及び」に、から第五条まで」を、第二項及び第三項、第三條、第四條第一項及び第二項、第五條第一項」に、ならびに」を、並びに」に改め、同条第二項中、「第二章」を、「第十條(第五項を除く。)、第十條の二(第四項を除く。)、及び第十條の三から第十三條の三まで」に改め、同条第三項中、「第十四條から第二十七條まで」を、「第十四條(第三項を除く。)、第十五條(第二項を除く。)、第十六條から第十九條まで、第二十條から第二十三條まで、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條第二項」に、第三十五條から第四十條まで、第四十三條並びに第四十五條」を、「第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條、第三十九條(第二項及び第五項を除く。)、第四十條、第四十三條第一項、第四十五條第一項、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條(第四項から第六項までを除く。)、第五十三條、第五十四條、第五十五條第一項及び第二項、第五十六條第一項、第五十七條、第五十八條第二項及び第三項並びに第五十九條」に改める。

(商標登録令施行規則の一部改正)

第八条 商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第36号)の一部を次のように改正する。
第十七条第一項中、「第二條から第五條まで」を、「第二條第二項及び第三項、第三條、第四條第一項及び第二項、第五條第一項」に改め、同条第二項中、「第二章」を、「第十條(第五項を除く。)、第十條の二(第四項を除く。)、及び第十條の三から第十三條の三まで」に改め、同条第三項中、「第十四條から第二十七條まで」を、「第十四條(第三項を除く。)、第十五條(第二項を除く。)、第十六條から第十九條まで、第二十條から第二十三條まで、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條第一項、第二十七條第二項」に改め、第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條並びに第四十五條」を、「第四十三條第一項、第四十五條第一項、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二條(第四項から第六項までを除く。)、第五十三條、第五十四條、第五十五條第一項及び第二項、第五十六條第一項、第五十七條、第五十八條第二項及び第三項並びに第五十九條」に改める。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第41号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中、「以下この項において同じ。」「の下に、又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者」を、「者が登録名義人」の下に、「又は仮専用実施権若しくは登録された仮通常実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者」を加える。

第十条第五十四号中、「請求」の下に、「(特許法第百八十六條第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書(実用新案法第五十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。))次号及び第五十六号において同じ。」「に該当する場合を除く。」「を加え、同条第五十五号及び第五十六号中、「請求」の下に、「(特許法第百八十六條第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書(実用新案法第五十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。))次号において同じ。」「に該当する場合を除く。」「を加え、同条第五十七号中、「請求」の下に、「(法第十二條第三項において準用する特許法第百八十六條第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書(実用新案法第五十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。))次号において同じ。」「に該当する場合を除く。」「を加え、同条第五十八号中、「請求」の下に、「(法第十二條第三項において準用する特許法第百八十六條第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書(実用新案法第五十五條第一項において読み替えて準用する場合を含む。))次号において同じ。」「に該当する場合を除く。」「を加える。

第三十四條の六の次に次の一条を加える。

(閲覧等の制限の例外に係る証明書の提出)

第三十四條の七 法第十二條第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求する場合において、同条第三項において準用する特許法第百八十六條第三項に規定する通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求するとき、特許法施行令第十九條に規定する場合に該当することを証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第十二條第二項の規定により、ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付を請求する場合に準用する。

様式第二の備考を次のように改める。

6 第4條第2項の規定により届出と申請を一つの書面とするときは、次の要領で記載する。

イ 表題は、第4條第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一つの書面とするときは、「氏名(名称)変更届及び登録名義人の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4條第2項の規定による届出及び申請)」とし、第4條第1項の届出と仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一つの書面とするときは、「氏名(名称)変更届及び仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請書(特例法施行規則第4條第2項の規定による届出及び申請)」とする。

ロ 様式中2を3項繰り下げ、「1 氏名(名称)を変更した者」の欄を「4 氏名(名称)を変更した者及び申請人」とし、「新氏名(名称)」を「氏名(名称)」とし、「旧氏名(名称)」の欄は設けるには及ばない。

ハ 「特許庁長官」

殿」の次に、第4條第1項の届出と登録名義人の表示変更登録申請を一つの書面とするときは、「1 表示変更登録申請に係る特許(登録)番号、2 変更に係る表示」及び「3 登録の目的」の欄を設け、「表示変更登録申請に係る特許(登録)番号」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、登録名義人の表示変更登録申請に係る特許番号、実用新案登録番号、意匠登録番号又は商標登録番号(特許(登録)番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名(名称)」及び「変更後の氏名(名称)」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名(名称)及び変更後の氏名(名称)をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「登録名義人の表示変更」のように記載する。第4條第1項の届出と仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録申請を一つの書面とするときは、「1 表示変更登録申請に係る出願の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更登録の申請に係る出願の番号(出願の番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。「変更に係る表示」の欄には、「変更前の氏名(名称)及び「変更後の氏名(名称)」の欄を設けて、それぞれ変更前の氏名(名称)及び変更後の氏名(名称)をそれぞれ記載し、「登録の目的」の欄には、「仮専用(仮通常)実施権に係る特許出願に係る特許を受ける権利を有する者の表示変更」のように記載する。

ニ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。

ホ 特許登録令第36條(実用新案登録令第7條、意匠登録令第7條及び商標登録令第10條において準用する場合を含む。)の規定により書面の提出を省略するときは、「5 代理人」の欄の次に「6 提出物件の目録」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許(登録)番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許(登録)番号又は出願の番号、書類名及びその提出日を記載する。